

三田市社会福祉協議会障害者居宅介護支援事業所外出介護事業運営規程

「平成18年3月30日」

「規程第33号」

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三田市社会福祉協議会が開設する障害者居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定外出介護の事業（以下「指定外出介護」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定外出介護の円滑な運営管理を図ると共に、利用者（障害児を含む）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定外出介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、外出時における必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定外出介護の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の外出支援事業者その他の福祉サービス及び保健・医療サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定外出介護の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な外出介護の提供ができるよう努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定外出介護を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定外出介護の提供に当たっては、事業所の従業者によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 三田市社会福祉協議会障害者居宅介護支援事業所

(2) 所在地 三田市川除675番地（三田市総合福祉保健センター1階）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員・サービス提供責任者と兼務）

(2) サービス提供責任者 2名以上（常勤職員・指定訪問介護と兼務）

- (3) 訪問介護員等 常勤換算 2.5 名以上 (登録型兼務)
外出介護計画に基づき、指定外出介護の提供にあたる。

2 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。また、自らも指定外出介護の提供にあたるものとする。
- (2) サービス提供責任者は、以下のことを行う。
- ・利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービス内容等（以下、提供するサービスが指定外出介護にあつては「外出介護計画」という。）を記載した書面を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに交付を行う。
 - ・外出介護計画の作成後において、当該外出介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該外出介護計画の変更を行う。
 - ・事業所に対する指定外出介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 従業者は、外出介護計画に基づき、指定外出介護の提供にあたる。

3 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える職員をおくことができる

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) サービス提供日は、月曜日から日曜日までとする。ただし 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前 8 時から午後 8 時までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第 7 条 事業所において指定外出介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児

(4) 精神障害者

(指定外出介護の内容)

第8条 事業所で行う指定外出介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 社会生活上不可欠な外出

- ・ 公的な機関における諸手続き等
- ・ 今後の生活に必要で、目的達成後の継続性のないもの

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

- ・ 自己啓発や教養を高めるもの
- ・ 健康増進を図るためのもの
- ・ 地域生活に欠かせないもの
- ・ 生活の充実、向上のためのもの
- ・ 社会生活一般で考えられるもの

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 利用料等は次のとおりとする。指定外出介護を提供した際には、利用者から当該指定外出介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定外出介護を提供した際には、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定外出介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 第11条に定める通常の指定外出介護の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定外出介護を行う場合には、それに要した交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1) 事業所から、片道 5 km未満 | 200円 |
| (2) 事業所から、片道 5 km以上～10 km未満 | 400円 |
| (3) 事業所から、片道 10 km以上、5 km毎に | 200円加算 |

4 指定外出介護の急なキャンセルの場合、予定されていたサービス提供時間に対し、1時間あたり1500円（1時間未満の端数は1時間に切り上げる）のキャンセル料を請求する。ただし、前日の17時までに連絡があった場合、急な体調不良や天候不良等でサービス提供が出来ないと判断される場合はこの限りでない。

5 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、利用者に対して交付するものとする。

6 第3項及び第4項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 10 条 事業所は、利用者又はその家族の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認のうえ、利用者負担額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定支給障害支援施設に決定障害者等に通知するものとする。
(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の指定外出介護の実施地域は、三田市の全域、神戸市北区の一部（長尾町・道場町・赤松台・上津台・鹿の子台北町・鹿の子台南町）とする。
(事故や緊急時等における対応方法)

第 12 条 事業所は、現に指定外出介護の提供を行っているときに、利用者に症状の急変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定外出介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 指定外出介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第 13 条 事業所は、提供した指定外出介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定外出介護に関し、関係法令の定めるところにより、県及び市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県

及び市町村が行う調査に協力するとともに、県及び市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんに行き得る限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

（身体拘束等の禁止）

第16条 事業所は指定外出介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(人格の尊重)

第17条 事業所は、当該指定外出介護を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定外出介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(暴力団の排除)

第19条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第20条 事業所は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(研修による計画的な人材育成)

第21条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年12回

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定外出介護の提供に関する諸記録を整備し、

当該指定外出介護を提供した日から5年間保存するものとする。

- 4 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人三田市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月17日）

この改正規程は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この改正規程は、平成22年4月1日から適用する。

付 則（平成24年4月17日）

この改正規程は、平成24年4月1日から適用する。

付 則（平成25年4月18日）

この改正規程は、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成26年4月18日）

この改正規程は、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成27年4月16日）

この改正規程は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成28年4月14日）

この改正規程は、平成28年4月1日から適用する。

付 則（平成29年4月21日）

この改正規程は、平成29年4月1日から適用する。

付 則（平成30年4月20日）

この改正規程は、平成30年4月1日から適用する。

付 則（平成31年4月15日）

この改正規程は、平成31年4月1日から適用する。

付 則（令和2年6月3日）

この改正規程は、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和3年4月21日）

この改正規程は、令和3年4月1日から適用する。

付 則（令和4年4月20日）

この改正規程は、令和4年4月1日から適用する。

付 則（令和5年4月19日）

この改正規程は、令和5年4月1日から適用する。

付 則（令和6年4月18日）

この改正規程は、令和6年4月1日から適用する。

付 則（令和 8 年 4 月 2 2 日）

この改正規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。